

# 知って得する 農業者年金

～農業者年金で生活の安定を考えませんか？～

## 農業者年金の6つのポイント

- ポイント1 農業者なら広く加入できる
- ポイント2 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い
- ポイント3 保険料は、月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で自由に決められる
- ポイント4 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある
- ポイント5 税制面で優遇措置がある
- ポイント6 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

◎ 農業者年金とは

農家のことを知り尽くした農家のための年金です。農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

◎ こんな方が加入できます。

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上農業に従事している。
- ③ 20歳以上65歳未満の方

※ 60歳以上65歳未満の方は国民年金任意加入被保険者に限りません。

◎ 積立方式だから自分だけた金額は年金として生涯もらえます。

農業者年金は、加入者自ら積み立てた保険料とその運用益を年金原資として年金額が決まる「確定拠出型の積立て年金」ですので、年金財政が現役世代と引退世代の人口比の影響を受けないのが特徴です。少子高齢化時代でも安定的な終身年金制度となっています。

◎ 保険料はいつでも変更できます。

月額2万円から6万7千円の間で、千円単位でいつでも見直しが可能です。

◎ 終身年金なので80歳前に死亡した場合には、死亡一時金が遺族に支給されます。

※ 死亡一時金は非課税、加入期間等により保険料払込額を下回る場合があります。

# 政策支援を受けるとこんなにお得！

20歳から40年間単純に積み立てた場合

$$2万円 \times 12ヶ月 \times 40年間 = 960万円$$

20歳

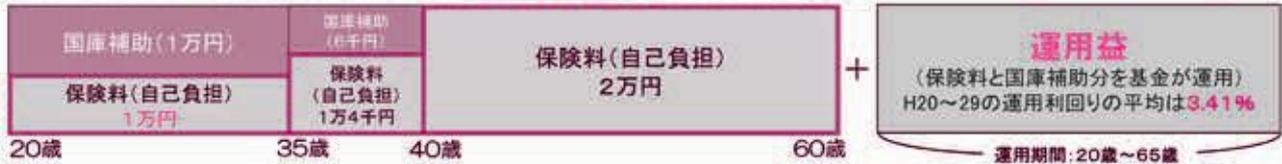
60歳



以下の要件を満たせば、毎月の積立2万円が**1万円**の自己負担で済みます！

**216万円も  
お得！**

国庫補助があるため960万円の積立が **744万円** の自己負担で実現



## 支援要件と月額保険料

※支援期間は通算で最長20年間(うち35歳以上の期間は最長10年間)

39歳までに加入し、農業所得が900万円以下で、以下のいずれかに該当する方は、通常2万円の保険料のところ、実際支払う保険料は、それぞれ以下のとおりとなります。

- (1) 認定農業者で青色申告している者
- (2) 認定就農者で青色申告している者
- (3) (1)又は(2)の者と家族経営協定を結んで経営参画している配偶者・後継者
- (4) 認定農業者又は青色申告者で3年以内に(1)になることを約束した者 → 1万4千円(35歳未満)、1万6千円(35歳以上)
- (5) 35歳まで(25歳未満は10年以内)に(1)になることを約束した後継者 → 1万4千円(35歳未満)

参考：独立行政法人農業者年金基金HP

◎ 支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

※支払った家族分も含めて控除になります。

◎ 39歳までに加入すると国庫補助で手厚い支援

- ・ 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる者
- ・ 農業所得が900万円以下の者
- ・ 認定農業者で青色申告者等、必要な要件を満たす者であれば、国庫補助もある。政策支援を受けている間の保険料は月額2万円に固定される。

◎ 将来受け取る年金が控除に！

支払われる年金にも公的年金等控除が適用されます。農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益(運用益)も非課税です。

※ 毎年度の積立・運用の状況は農業者年金基金から全ての加入者に個人ごとにお知らせします。これまでの運用実績は制度発足以降、令和6年度までの23年間の平均運用利回りで平均は年率2.89%となっております。

## ■ まとめ ■

若年者の加入にメリットがあり銀行に預けておく感覚で節税しながら老後に備えられるのが『農業者年金』なのです。

なお、脱退した場合は、脱退一時金はありません。それまでに積み立てた保険料の分は、将来年金としてお支払いします。

ご不明点やご相談は、近くの農業委員会、JA金融課までにお問い合わせください。

